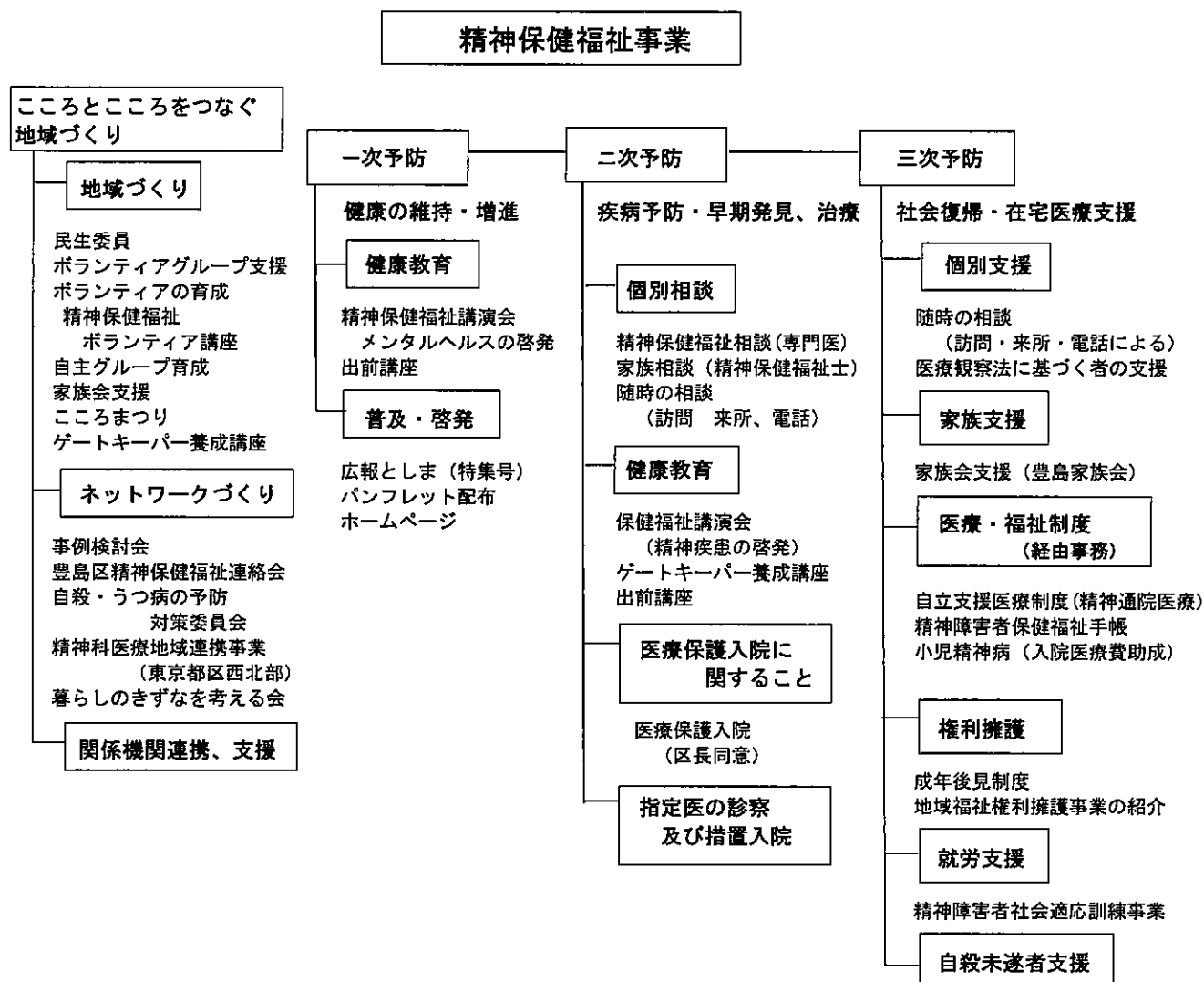


12. 精神保健

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）に基づき、地域住民の精神的健康の保持・増進、精神障害者の早期治療の促進を図るとともに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加と促進に向けて取り組んでいるところである。

なお、精神保健福祉法の「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう（第5条）。



<根拠法令>

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）

地域保健法

障害者基本法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

心神喪失等状態が重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）

自殺対策基本法

[1] 精神疾患の発生予防と精神的健康の保持増進

(1) 普及・啓発

年度	区分	開催回数 (回)	参加人数 (人)	28年度主なテーマ
24年度		15	1,316	① 精神保健福祉講演会（池袋保健所） 3回：延べ88人 9月29日 メディア依存にならないための こころの健康づくり 11月30日 てんかんとこころのストレス 2月24日 家族と職場のメンタルヘルス ② こころまつり（長崎健康相談所） 1回：607人 ③ 精神保健福祉ボランティア講座（長崎健康相談所） 2回：22人 ④ ゲートキーパー養成講座（池袋保健所） 9回：延べ 361人
25年度		19	1,754	
26年度		19	1,438	
27年度		13	1,091	
28年度		15	1,078	
	池袋	12	449	
	長崎	3	629	

(2) 薬物乱用防止普及啓発

薬物乱用の根絶を目指し、東京都、警察、教育委員会等関係機関との連携により、薬物乱用防止の普及啓発活動を推進する。また、東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会の活動を支援し、地域に根ざした普及啓発活動を効果的に行なった。

28年度の主な取組み
① 東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会の活動支援 ・小中学校での薬物教室実施に向けた研修会 5回 ・教育委員会との情報交換会 1回 ・埼玉県立精神医療センター見学・精神科医師による講義受講 1回 ・区内小中学校で薬物乱用防止教室を実施 5回 ② 中学生を対象とした薬物乱用防止啓発用ポスター、標語の募集 ③ 「豊島区立中学校文化部作品フェスタVol.4」にて薬物乱用防止啓発グッズを配布

(3) 精神保健福祉相談

精神疾患が疑われる者並びに関係者に対し、専門医による相談を行なうとともに、随時、保健師等による相談、又は訪問活動を行なっている。

① 訪問指導・精神保健福祉相談（随時の所内相談・電話相談）

（ ）は実数（単位：件）

訪問指導	区分 年度	合 計	一 般	社会 復帰	老人 精神	心の健康 づくり	児童・ 思春期	依存 症	その 他	保健師	福祉
	24年度	574	447	14	30	74	0	8	1	(204)570	(4) 4
	25年度	417	321	10	3	65	9	6	3	(191)417	(0) 0
	26年度	381	264	7	12	81	9	6	2	(176)374	(3) 7
	27年度	413	267	4	5	111	10	15	1	(162)413(※)	(0) 0
	28年度	328	248	4	1	47	6	22	0	(120)328(※)	(0) 0
	池袋	154	124	2	1	14	6	7	0	(70)154	(0) 0
	長崎	174	124	2	0	33	0	15	0	(50)174	

(※) 平成27年度から健康管理システム導入に伴い、池袋と長崎、双方で関わった場合全体としては実数1と計上

所内面接・電話・文書等相談	区分 年度	合 計	一 般	社会 復帰	老人 精神	心の健康 づくり	児童・ 思春期	依存 症	その 他	保健師	福祉
	24年度	3,791	2,707	589	73	270	49	91	12	3,319	472
	25年度	2,872	2,385	185	41	160	31	30	40	2,798	74
	26年度	3,543	2,905	100	56	312	72	54	44	3,527	16
	27年度	2,984	2,246	60	71	397	48	121	41	2,984	0
	28年度	2,514	1,864	52	59	386	52	84	17	2,514	0
	池袋	1,357	927	30	49	245	46	44	16	1,357	0
	長崎	1,157	937	22	10	141	6	40	1	1,157	

② 精神保健福祉相談（定期）

区分 年度	専門相談			
	精神保健福祉相談（精神科医師）		家族問題相談（精神保健福祉士等）	
	回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）
24年度	17	40	12	20
25年度	18	51	12	28
26年度	18	47	12	24
27年度	17	41	12	21
28年度	18	44	12	20
池袋	12	30	12	20
長崎	6	14		

③ 関係機関連絡

(単位：件)

年度 \ 区分	合 計	医療機関	福祉関係	保健関係	その他
24年度	2,119	556	1,149	309	105
25年度	1,470	359	843	167	101
26年度	1,836	532	955	167	182
27年度	2,026	861	884	144	137
28年度	1,888	722	949	127	90
池 袋	853	220	493	72	68
長 崎	1,035	502	456	55	22

[2] 医療

(1) 精神障害者の入院に対する区長同意（精神保健福祉法第33条3項）

医療保護入院の必要があるとの指定医による診察結果があり、本人の入院同意が得られない精神障害者において、家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、区長の同意があるときは、同意書を交付する。

(単位：件)

年度 \ 区分	交付数
24年度	64
25年度	73
26年度	56
27年度	33
28年度	35

(2) 指定医の診察及び措置入院

精神障害者の診察及び保護の申請と警察官による通報（精神保健福祉法第22条・23条）

法22条 … 精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でもその者について指定医の診察及び必要な保護を保健所長を経由し都知事に申請することができる。

法23条 … 警察官は、精神障害のため、自傷他害のおそれがあると認められるものを発見したとき、最寄りの保健所長を経由し都知事に通報しなければならない。

□池袋保健所

(単位：件)

年度 \ 区分	診察及び保護申請	警察官通報
24 年度	0	85
25 年度	0	68
26 年度	0	91
27 年度	0	120
28 年度	0	94

(3) 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のため通院による治療を受ける場合、医療費に継続的な負担がかかる。障害者総合支援法にもとづき、通院医療費の負担軽減を図る制度である。

□申請取扱件数

(単位：件)

区分 年度	申請件数	申請件数（内訳）				
		新 規	更 新	再 開	他県転入	変 更 等
24 年 度	5,082	524	2,657	281	47	1,573
25 年 度	5,419	595	2,833	280	85	1,626
26 年 度	5,446	439	2,933	308	68	1,698
27 年 度	6,069	488	3,381	338	115	1,747
28 年 度	6,138	572	3,140	371	131	1,924
池 袋	3,978	390	1,989	246	51	1,302
長 崎	2,160	182	1,151	125	80	622

□疾病分類別申請数（診断書提出分）

(単位：件)

分 類	年 度						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	池袋	長崎
症状性を含む器質性精神障害	29	43	44	54	72	32	40
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	71	88	74	113	98	51	47
統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害	448	592	513	734	658	299	359
気分（感情）障害	786	874	795	1,198	1,272	702	570
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	130	152	120	223	203	99	104
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	7	11	6	7	13	9	4
成人の人格及び行動の障害	15	11	17	16	14	7	7
精神遅滞	11	30	19	35	18	6	12
心理的発達の障害	42	38	52	67	94	65	29
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	9	17	19	37	46	28	18
特定不能の精神障害	0	0	0	0	1	0	1
てんかん	57	92	74	110	106	54	52
睡眠障害	0	2	0	0	1	0	1
その他	0	1	0	0	1	0	1
総 数	1,605	1,951	1,733	2,594	2,597	1,352	1,245

(注1) 疾病分類は、保健師業務年報に準じた区分。

(注2) 申請数を認定数とみなす。

(注3) 平成22年度から更新時の診断書の提出が2年に1度となったため、新規申請及び診断書提出のある更新申請のみ記載。

(4) 小児精神障病（入院医療費助成）

□申請数 (単位：件)

年度	区分	総数
24年度		2
25年度		5
26年度		3
27年度		1
28年度		3
	池袋	2
	長崎	1

[3] 社会復帰及び自立と社会参加の促進

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：件)

年度	区分	総数	新規交付 (1級)	新規交付 (2級)	新規交付 (3級)	更新 (1級)	更新 (2級)	更新 (3級)
24年度		757	13	86	168	27	256	207
25年度		848	8	79	172	24	317	248
26年度		924	15	92	206	27	283	301
27年度		1,024	19	99	180	30	352	344
28年度		1,095	19	116	211	36	364	349
	池袋	681	12	67	146	23	209	224
	長崎	414	7	49	65	13	155	125

(注) 手帳の有効期限は2年間。

(2) 障がい者生活訓練事業（保健所デイケア）

回復途上にある精神障害者に対する日常生活における自立援助を実施することにより、社会復帰への適応を図るため、平成元年度から池袋保健所、平成2年度から長崎保健所（現・長崎健康相談所）で週3回実施していた。平成19年度から池袋保健所一か所に統合し、週1回（毎週水曜日）、利用期間を原則2年間とした。

内容は、専門スタッフの支援のもとに、グループによる料理・創作活動・レクリエーション・自立支援事業所見学などであった。

□実施状況

年度	区分	実施回数(回)	実利用者数(人)			延利用者数(人)			延見学者(人)	家族会	
			計	男	女	計	男	女		回数(回)	参加者(人)
24年度		100	14	11	3	699	559	140	386	3	16
25年度		76	9	7	2	364	354	10	189	2	16

(注) 25年度で事業終了した。(平成25年12月まで週1回実施)

(3) ノーマライゼーションの推進(再掲)

長崎健康相談所では、精神障害者の社会参加をすすめるため、地域活動支援センターや自助グループ、ボランティア等の関係機関と協働して企画・運営し、地域住民との交流の場としての「こころまつり」を開催している。

□こころまつり [会場] 長崎小学校

年度	区分	参加者数(人)	実行委員会		28年度の実施内容
			回数(回)	人数(人)	
24年度		973			① 販売コーナー(手工芸品・軽食・リサイクル品等) ② 体育館企画(長崎獅子舞・ダンスステージ・吹奏楽演奏等) ③ こころの健康展示コーナー ④ 精神保健福祉関係の社会資源紹介コーナー ⑤ 保育園児によるこころの絵 ⑥ スタンプラリー
25年度		874	10	85	
26年度		707	9	82	
27年度		718	10	84	
28年度		607	9	86	

(4) 自主グループの支援

年度	区分	ポトスペース		ララ	
		回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	参加者数(人)
24年度		48	708	36	159
25年度		43	557	35	145
26年度		44	479	38	147
27年度		45	480	36	83
28年度		45	488	35	76

(注) ポトスペース：としまコスモスの会(豊島区精神保健福祉を進めるボランティアグループ)によるフリースペースの運営、ララ：自助グループ。

(5) 精神障害者の家族への支援

家族同士の交流・情報交換を行ない、当事者の病気や障害を学び合う「燦々会」が、池袋保健所で行なわれている。

年度 \ 区分	回数 (回)	延人数 (人)
24年度	12	112
25年度	11	99
26年度	11	138
27年度	11	121
28年度	10	116

(6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の支援

平成17年7月6日、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律」（以下、「医療観察法」と略す）が公布された。「重大な他害行為」とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂も含む）、傷害（軽微なものは対象にならないこともある）にあたる行為である。

この支援制度は、上記の行為を行ない、心神喪失者又は心神耗弱者と認められて不起訴になった人、心神喪失を理由として無罪の裁判が確定した人、心神耗弱を理由として刑を減軽する旨の裁判が確定した人（実際に刑に服する人は除く）を対象とし、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的としている。

□医療観察法に基づいて処遇され、支援を開始した者の内訳及びケア会議回数 (単位：人)

年度 \ 区分	殺人	放火	強盗	強姦	強制わいせつ	傷害	ケア会議 (回)
24年度	0	0	0	0	0	1	11
25年度	0	0	0	0	0	1	21
26年度	0	1	0	0	0	1	12
27年度	0	0	0	0	0	0	10
28年度	0	0	0	0	0	0	11

[4] 自殺・うつ病の予防

(1) 自殺・うつ病の予防対策委員会

セーフコミュニティ活動における10項目の重点課題のひとつとして、「自殺・うつ病の予防対策委員会」を設置し、データ分析や活動の評価、改善策の検討を行なっている。対策委員は、豊島区医師会、豊島区薬剤師会、豊島区民生・児童委員、地域生活支援センター、豊島区民社会福祉協議会、東京都立精神保健福祉センター、池袋労働基準監督署、警察署及び庁内関係者である。28年度は、若者の自殺予防対策を推進するために、子ども課担当者、教育委員会統括指導主事及び大学院生等がオブザーバーとして参加した。

□実施状況

年度	区分	実施回数 (回)	参加委員 (人)	28年度の主な内容
24年度		2	30	・区内の自殺者の動向分析 ・区内大学院との検討会等の報告 「若者のいのちを守る」ハートプロジェクト ・東京都及び区内大学との連携協働による「こころといのちの講演会」を開催 - 参加・企画した学生の意見を紹介 ・自殺予防対応マニュアル改訂版を作成 ・セーフコミュニティ再認証のための事前指導に参加
25年度		2	33	
26年度		2	43	
27年度		2	52	
28年度		2	47	

(2) 普及啓発

自殺・うつ病に関する偏見をなくし、正しい知識を普及するための情報を発信している。

□28年度実施状況

区広報・ホームページ	広報6月21日号「こころとからだをリフレッシュしてみませんか？」 広報9月1日号「気づいてください！体と心の限界サイン」 広報2月21日号「気づいてください！体と心の限界サイン」 区ホームページに「自殺防止！東京キャンペーン」を掲載
主な啓発活動	ポスター掲示(200枚)・メッセージカード配布(8,270枚) 中央図書館特集展示(9月・3月)でパンフレット等の配布 こころといのちの講演会等でのパンフレット等の配布 9月1日東武鉄道株式会社及び東京都と協働し、東武池袋駅南口にてリーフット等の配布 1月9日東京芸術劇場にて開催された成人の日の集いにて、ポスター掲示及びメッセージカードの配布 3月1日JR東日本株式会社と協働し、池袋駅中央通路にてリーフット及び啓発ティッシュの配布 3月25日帝京平成大学キャンパスにてポスター掲示及びメッセージカードの配布

(3) ゲートキーパーの養成

相談窓口をはじめ地域で活動する方が、周囲の人の変化に気づき、声をかけ、必要な相談機関や専門相談につなぐことにより、自殺に至る要因の連鎖を断ち切ることを目的として、「ゲートキーパー」養成講座を実施している。

平成24年度からセーフコミュニティ認証を機にゲートキーパーを3層に分類して、体系的な養成を目指している。

I層：ゲートキーパーの指導者。「東京都」が行う研修等を受講した人。

II層：地域や職場で活動、役職等でゲートキーパーとしての役割が期待できる人

III層：友人・家族・近隣の人など身近なゲートキーパー

□実施状況(再掲) (平成24年度から)

(単位：人)

年度 \ 区分	I 層	II 層	III 層	計	対象
24年度	1	111		112	薬剤師、理美容師、クリーニング店、区職員
25年度	4	100	60	164	薬剤師、弁護士、介護サービス事業者、民生・児童委員、区民ひろば職員、コミュニティソーシャルワーカー、区民
26年度	2	117	254	373	民生・児童委員、区民ひろば職員、コミュニティソーシャルワーカー、ふぉー・てぃースタッフ、区内大学院生、区民、区職員
27年度	0	221	35	256	民生・児童委員、区民ひろば職員、コミュニティソーシャルワーカー、地域福祉サポーター、区内大学院生、区民、区職員
28年度	0	88	273	361	コミュニティソーシャルワーカー、区民ひろば職員、区内大学院生・区内外大学生、大学教員、区民、区職員、教職員

(注) I 層は、都の研修受講者。

(4) 面接・電話相談

保健師・福祉職による随時相談を実施している。

□自殺相談件数(再掲)

(単位：件)

年度 \ 区分	訪問	面接相談	電話相談
24 年 度 (延件数)	2	14	21
25 年 度 (延件数)	4	10	28
26 年 度 (延件数)	2	8	31
27 年 度 (延件数)	4	3	12
28 年 度 (延件数)	2	8	16